

会社法第 782 条第 1 項に規定する事前備置書類
(吸収分割に関する事前開示事項)

2021 年 5 月 10 日
株式会社ロゼッタ

2021年5月10日

株式会社東京証券取引所 御中

東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
株式会社ロゼッタ
代表取締役 五石 順一

株式会社ロゼッタ（2021年9月1日付けで「株式会社ロゼッタ」から「株式会社メタリアル」に商号変更予定、以下「当社」または「分割会社」といいます。）は、2021年9月1日を効力発生日として、当社が営む「MT事業のうち「xRシステムの開発・提供」を除いた事業」「MT事業のうち「xRシステムの開発・提供」に関する事業」を当社の100%子会社である株式会社ロゼッタMT、株式会社シグナンス（以下「各承継会社」といいます。）に対してそれぞれ承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うこととし、2021年4月14日付で、各承継会社との間で吸収分割契約を締結いたしました。

本書面に添付の書面は、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条の規定に従い、2021年5月10日から、本件分割の効力発生日後6ヶ月を経過する日まで、本店に備え置きます書面の謄本に相違ありません。

以上

2021年5月10日

東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
株式会社ロゼッタ
代表取締役 五石 順一

吸収分割に係る事前開示書面

株式会社ロゼッタ（2021年9月1日付けで「株式会社ロゼッタ」から「株式会社メタリアル」に商号変更予定、以下「当社」または「分割会社」といいます。）は、2021年9月1日を効力発生日として、当社が営む「MT事業のうち「xRシステムの開発・提供」を除いた事業」「MT事業のうち「xRシステムの開発・提供」に関する事業」を当社の100%子会社である株式会社ロゼッタ MT、株式会社シグナンス（以下「各承継会社」といいます。）に対してそれぞれ承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うこととし、2021年4月14日付で、各承継会社との間で吸収分割契約を締結いたしました。

本件分割に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容

別紙1及び別紙2のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

各承継会社は、本吸収分割に際して、当社に対し株式その他の資産の交付は行いませんが、当社は、各承継会社の発行済株式の全てを保有していることから相当であると判断しております。

3. 各承継会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

①株式会社ロゼッタ MT

株式会社ロゼッタ MTの第1期事業年度は、会社成立の日である2021年3月1日より2022年2月28日までであり、本書類作成日現在、第1期の事業年度を終了しておりませんので、第1期の事業年度に関する計算書類等は作成しておりません。成立の日における貸借対照表は、次のとおりです。

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産		株主資本	
現預金	50	資本金	50
資産合計	50	負債・純資産合計	50

②株式会社シグナンス

株式会社シグナンスにおきましては、確定した事業年度は存在しません。承継会社の成立の日（2020年11月13日）における貸借対照表は、次のとおりです。

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産		株主資本	
現預金	10	資本金	10
資産合計	10	負債・純資産合計	10

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 分割会社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における分割会社の債務及び各承継会社の債務（分割会社が本吸収分割により各承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項

本件分割当事者各社の財務状況より、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

以上

別紙1

吸収分割契約書
(株式会社ロゼッタ MT)



吸収分割契約書

株式会社ロゼッタ（以下「甲」という。）及び株式会社ロゼッタ MT（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収分割）

甲は、会社法に定める吸収分割の方法により、甲のMT事業のうち「xR システムの開発・提供」を除いた事業（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「本吸収分割」という。）。

第2条 （商号及び住所）

本吸収分割にかかる吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社ロゼッタ

住所：東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

（乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社ロゼッタ MT

住所：東京都千代田区神田神保町三丁目7番1号

第3条 （権利義務の承継）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、別途定めるものとする。
2. 乙が甲から承継する債務に関しては重畳的債務引受の方法によるものとする。但し、当該債務は、乙が最終的に負担する。
3. 第1項の定めにかかわらず、甲の契約上の地位又は当該契約に基づく権利義務を本吸収分割により乙に承継させることが当該契約に定める義務と抵触し、かつ当該義務の免除について当該契約の相手方の同意が得られない場合、その他当該契約上の地位又は当該契約に基づく権利義務を乙に承継させることにより甲又は乙に著しい不利益が発生する場合には、甲及び乙は合意により、当該契約上の地位又は当該契

約に基づく権利義務を第1項に規定する権利義務から除外することができるものとする。

第4条 (従業員の処遇)

乙は、本件事業に従事する甲の従業員（契約社員を含む）と甲との雇用契約を承継する。

第5条 (吸収分割の対価)

乙は、甲に対し、本吸収分割に際して何らの対価も交付しないものとする。

第6条 (効力発生日)

本吸収分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年9月1日とする。ただし、本吸収分割の手の続の進行に応じて必要があるときは、甲及び乙の合意により、これを変更することができる。

第7条 (条件の変更等)

本契約締結日から効力発生日までの間において、甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本契約を変更又は解除することができるものとする。

第8条 (本契約の効力)

本契約は、効力発生日までに法令に定める関係官庁の許認可等（必要な場合に限る。）が得られなかったときは、その効力を失うものとする。

第9条 (協議)

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上、適宜決定するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年4月14日

甲

東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

株式会社ロゼッタ

代表取締役 五石 順



乙

東京都千代田区神田神保町三丁目7番1号

株式会社ロゼッタ MT

代表取締役 渡邊 麻呂



承継権利義務明細表

乙が甲から承継する本件事業に属する資産、契約その他権利義務は、効力発生日において甲が有する本件事業に属する次の権利とする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2021年2月28日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、本吸収分割の効力発生日前日までの増減を加除したうえで確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

効力発生日の前日の終了時において、本件事業に属する預金、売掛金、商品、製品、原材料、その他の流動資産

(2) 固定資産

効力発生日の前日の終了時において、本件事業に属する建物、機械装置、土地、無形固定資産、その他の固定資産

(3) 投資、その他の資産

効力発生日の前日の終了時において、本件事業に属する保証金、長期前払費用等その他の資産

2. 承継する債務

効力発生日の前日の終了時において、本件事業に属する買掛金、長期借入金、未払金、未払費用、賞与未払費用及び退職給付引当金及びその他の負債

3. 承継する雇用契約等

吸収分割期日において、甲に帰属する従業員のうち本件事業に従事する従業員がいる場合には、すべての当該従業員を対象として乙は甲の労働契約上の地位を承継する。但し、吸収分割期日現在引き続き本件事業に従事している者に限るものとする。

4. 契約上の地位

(1) 本件事業に関連して締結した契約及びこれに基づく個別契約その他の契約上の地位及びこれらに付随する権利義務

(2) 前号に関わらず、本件事業以外の甲の事業にも関連して締結された契約及びこれに基づく本件事業以外の甲の事業に関連する個別契約は乙に承継されない。

以上

別紙2

吸収分割契約書
(株式会社シグナス)



吸収分割契約書

株式会社ロゼッタ（以下「甲」という。）及び株式会社シグナンス（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収分割）

甲は、会社法に定める吸収分割の方法により、甲のMT事業のうち「xR システムの開発・提供」に関する事業（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「本吸収分割」という。）。

第2条 （商号及び住所）

本吸収分割にかかる吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社ロゼッタ

住所：東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

（乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社シグナンス

住所：東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

第3条 （権利義務の承継）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、別途定めるものとする。
2. 乙が甲から承継する債務に関しては重疊的債務引受の方法によるものとする。但し、当該債務は、乙が最終的に負担する。
3. 第1項の定めにかかわらず、甲の契約上の地位又は当該契約に基づく権利義務を本吸収分割により乙に承継させることが当該契約に定める義務と抵触し、かつ当該義務の免除について当該契約の相手方の同意が得られない場合、その他当該契約上の地位又は当該契約に基づく権利義務を乙に承継させることにより甲又は乙に著しい不利益が発生する場合には、甲及び乙は合意により、当該契約上の地位又は当該契

約に基づく権利義務を第1項に規定する権利義務から除外することができるものとする。

第4条 (従業員の処遇)

乙は、本件事業に従事する甲の従業員（契約社員を含む）と甲との雇用契約を承継する。

第5条 (吸収分割の対価)

乙は、甲に対し、本吸収分割に際して何らの対価も交付しないものとする。

第6条 (効力発生日)

本吸収分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年9月1日とする。ただし、本吸収分割の手の進行に応じて必要があるときは、甲及び乙の合意により、これを変更することができる。

第7条 (条件の変更等)

本契約締結日から効力発生日までの間において、甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本契約を変更又は解除することができるものとする。

第8条 (本契約の効力)

本契約は、効力発生日までに法令に定める関係官庁の許認可等（必要な場合に限る。）が得られなかったときは、その効力を失うものとする。

第9条 (協議)

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上、適宜決定するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年4月14日

甲

東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
株式会社ロゼッタ
代表取締役 五石 順



乙

東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
株式会社シグナンス
代表取締役 奥山 高啓



承継権利義務明細表

乙が甲から承継する本件事業に属する資産、契約その他権利義務は、効力発生日において甲が有する本件事業に属する次の権利とする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2021年2月28日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、本吸収分割の効力発生日前日までの増減を加除したうえで確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

効力発生日の前日の終了時において、本件事業に属する預金、売掛金、商品、製品、原材料、その他の流動資産

(2) 固定資産

効力発生日の前日の終了時において、本件事業に属する建物、機械装置、土地、無形固定資産、その他の固定資産

(3) 投資、その他の資産

効力発生日の前日の終了時において、本件事業に属する保証金、長期前払費用等その他の資産

2. 承継する債務

効力発生日の前日の終了時において、本件事業に属する買掛金、長期借入金、未払金、未払費用、賞与未払費用及び退職給付引当金及びその他の負債

3. 承継する雇用契約等

吸収分割期日において、甲に帰属する従業員のうち本件事業に従事する従業員がいる場合には、すべての当該従業員を対象として乙は甲の労働契約上の地位を承継する。但し、吸収分割期日現在引き続き本件事業に従事している者に限るものとする。

4. 契約上の地位

(1) 本件事業に関連して締結した契約及びこれに基づく個別契約その他の契約上の地位及びこれらに付随する権利義務

(2) 前号に関わらず、本件事業以外の甲の事業にも関連して締結された契約及びこれに基づく本件事業以外の甲の事業に関連する個別契約は乙に承継されない。

以上